

みんなが暮らしやすい社会のために

～共生社会の実現に向けて～

石川県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も日常生活や社会生活で共に支え合いながら共生する社会の実現を目指して、令和元年10月、障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例（共生社会づくり条例）を制定しました。誰もが暮らしやすい社会にするために、できることから取り組みましょう。

✕ 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由にして、サービスや物の提供を拒否したり、利用を制限したり、障害がない人にはつけないような条件をつけたりするなど、不当な扱いをしてはいけません。

たとえば、このようなことはしてはいけません。



車いすの人や補助犬を連れての入店（参加）を拒否する。



「障害のある人は参加しなくていい」と言って、参加を拒否する。

○ 合理的配慮の提供

障害のある人から、配慮してほしいという意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で、必要な配慮（心くばりや工夫）をしましょう。

たとえば、このような心くばりや工夫をしましょう。



耳が聞こえない人と、手話や筆談でコミュニケーションをとる。

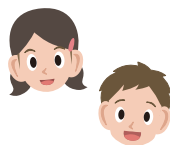


目の見えない人には、「大丈夫ですか？」と声をかけて、道案内をする。

子ども向け学習 Web サイト 「障害について学ぼう！」

わたしたちが社会の中で工夫したり、配りよしたりすることによって、だれもが暮らしやすい社会になります。まちの様子を見ながらいっしょに考えていきましょう。

障害について学ぼう



障害の特性や必要な配慮についてホームページで解説しています。

石川県 共生社会づくり



本チラシはユニバーサルユニフォースコードを掲載しています。

